
三河情報局
法律相談室

教えて!
大悟先生

第74回
「相続⑦④」

遺贈と使途不明金
「全財産を相続させる」という遺言に込められた思いは、どのようなものだったのでしょうか。

A 遺言は遺言者の最後の意思表示です。その

解釈については、判例上、作成当時の事情や遺言者の置かれていた状況などを考慮して真意を探究して確定すべきであるとされます(最高裁昭和58年3月18日判決)。また、遺言の記載自体から遺言者の意思が合理的に解釈できる場合には、遺言書に表されていない事情をもって遺言の意思解釈の根拠とすることは許されないとされています(最高裁平成13年3月13日判決)。

お父様が書かれた遺言の文面からお父様の真意を探ることにしましょう。

全財産をお姉様に相続させる、という遺言を作成していたお父様は、お姉様に全幅の信頼を寄せていた、ないしは、同居して面倒を見てもらう以上、財産を自由に使っても構わないと割り切っていたものと思われます。「全財産を相続させる」との記載からは、お姉様が預貯金を使い込んでいることを薄々感づいていたとしても、使途不明金の返還債権も含めて全財産をお姉様に相続させる趣旨であったと解釈できます。

使途不明金を遺産に組み戻すことは難しいと言わざるを得ません。

Q 父の相続についての相談です。母は数年前に亡くなっており、父の相続人は、姉(長女)と私(二女)の二人です。姉は元々父母と同居しており、母が亡くなった後は父の預貯金を管理していました。父は、全財産を姉に相続させるとの手書きの遺言を作成していました。父の遺産は、自宅土地建物と預貯金です。姉が住んでいることもあり、自宅を姉が相続することには異存はなく、私は預貯金から遺留分相当額を受け取るつもりでした。ところが、父の死後預貯金の取引履歴を取り寄せると、残高がほとんど残っていないことが判明しました。姉が使い込んだことは明らかです。このような場合に、姉が使い込んだお金を遺産に組み戻すことはできないのでしょうか(60代女性)。

2026年2月22日掲載



夫が脳出血で急死してしまいました。夫の相続について相談させてください。生前夫からビットコインなどの暗号資産(仮想通貨)を運用していると聞いていたのですが、私は夫の資産運用に関わっていなかったので詳細が分かりません。そもそも暗号資産は相続の対象になるのでしょうか。また、暗号資産の有無、その種類・数量などをどのように調べたらよいのでしょうか(40代女性)。

それでは、暗号資産を調査するにはどうしたらよいのでしょうか。

暗号資産取引を行う場合、暗号資産交換業者が用意している取引所に口座を開設します。その際に、購入した暗号資産を保管しておくウォレット(財布)と呼ばれるものが作られます。暗号資産を調査する場合、このウォレットを探し出す必要があります。

まずは、ご主人のパソコンやスマートフォンなどの内部データを確認してウォレットを探し出すことが必要となります。暗号資産取引所のアプリや管理アプリ、電子メールなどの取引履歴などを探してみましよう。その上で、取引所に取引内容の開示を求めて暗号資産の数量を明らかにすることになります。

「暗号資産」とは、不特定多数の者に対して代金の支払等に使用でき、日本円などの法定通貨と相互に交換することができ、電子的に記録され、移転することができ、法定通貨以外のものをいいます(資金決済に関する法律第2条14項)。代表的な暗号資産には、ビットコインやイーサリアムなどがあります。

暗号資産も財産権の一つと解されるので(東京地裁令和3年3月24日判決)、暗号資産それ自体ないし暗号資産の取引所に対する債権は相続の対象となるものと考えられます。

三河情報局
法律相談室

教えて!
大悟先生

第75回
「相続⑦」

暗号資産の調査

亡くなった方が暗号資産(仮想通貨)を運用していた場合、どのように調べたらよいのでしょうか。



夫の相続について、先月質問した者です。生前夫からビットコインなどの暗号資産(仮想通貨)を運用していると聞いていたのですが、私は夫の資産運用に関わっていなかったものでどのような暗号資産を保有して運用していたか分かりませんでした。先月伺った方法により調査し、夫が運用していた暗号資産の種類及び数量が判明しました。暗号資産の具体的な相続手続や必要書類を教えてください(40代女性)。

は完了します。

一般的には、住民票除票など被相続人の死亡の事実が分かる書類、戸籍謄本など相続関係が分かる書類、代表相続人の本人確認書類、遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書が必要とされます。相続人代表を決めた上で、その代表者口座に送金され、相続手続き

されます。

被相続人が暗号資産取引所にアカウントを保有していたことを前提にしますが、各暗号資産取引所の規約に従って手続をすることになります。具体的には、取引を行っていた仮想通貨交換業者に被相続人が死亡したことを伝えると、口座が凍結されます。残高証明書等が交付され、仮想通貨交換業者から必要書類の通知がなされます。

では、暗号資産の相続手続についてご説明します。

われます。

「暗号資産」とは、不特定多数の者に対して代金の支払等に使用でき、日本円などの法定通貨と相互に交換することができ、電子的に記録され、移転することができ、法定通貨以外のものをいいます(資金決済に関する法律第2条14項)。代表的な暗号資産には、ビットコインやイーサリアム、リップルなどがあります。現金や預貯金・不動産などと同じように相続財産として扱われます。



「暗号資産」とは、不特定多数の者に対して代金の支払等に使用でき、日本円などの法定通貨と相互に交換することができ、電子的に記録され、移転することができ、法定通貨以外のものをいいます(資金決済に関する法律第2条14項)。代表的な暗号資産には、ビットコインやイーサリアム、リップルなどがあります。現金や預貯金・不動産などと同じように相続財産として扱われます。



三河情報局
法律相談室

教えて!
大悟先生

第76回

「相続⑦⑥」

暗号資産の相続手続
亡くなった方が暗号資産(仮想通貨)を運用していた場合の、具体的な相続手続についてご説明します。

三河情報局
法律相談室

教えて!
大悟先生

第77回
「相続⑦」

抵当権が設定されている不動産の相続①
相続した不動産に抵当権が設定されていた場合に、抹消するにはどうしたらよいのでしょうか。

A 不動産に抵当権が設定されていると、売却することとは困難です。抵当権を実行されて競売されてしまうかもしれないとの心配を招き、買い手が付かないからです。遺産分割にあたり被相続人名義の不動産の登記簿を取り寄せたときに抵当権が設定されていたことが明らかになることは少なく、遺産の処分の妨げとなります。

相続財産に抵当権設定登記がなされているときの対処法は、①被担保債権が既に完済されていて登記のみ残っている場合と、②被担保債権が未だ完済されていない場合で異なります。今回は①についてご説明いたします。

抵当権は被担保債権が完済されても自動的に抹消されるわけではなく、抹消登記手続をとらないといつまでも消されません。抵当権抹消登記手続は、債権者から領収書、完済証明書など完済したことを証明する書類を交付してもらい、これを添付して申請書などの必要書類を法務局に提出して行います。

債権者が協力してくれない場合には、債権者を被告として、抵当権抹消登記手続請求訴訟を提起します。この請求を認める判決が下され、判決が確定すれば、判決に基づき抵当権設定登記を抹消することができます。

Q 叔父(父の弟)の相続について相談させてください。叔父には妻子はおらず、祖父母(叔父の父母)は10年以上前に亡くなりました。叔父の兄弟も、私の父を含め全員亡くなっており、相続人は私と姉といとこ達(叔父の兄弟の子供達)です。叔父の遺産は、自宅土地建物のみです。叔父は知人からお金借りていたようで、土地建物には個人を債権者とする抵当権が設定されていました。私も姉もいとこ達も土地は売却したいのですが、抵当権を抹消する方法はないのでしょうか(50代男性)。

2026年5月30日掲載

三河情報局
法律相談室

教えて!
大悟先生

第78回
「相続⑦8」

抵当権が設定されて
いる不動産の相続②
相続財産に設定され
ている根抵当権を抹
消するためには、どう
したらよいのでしょうか。

A 不動産に根抵当権が設定されていると、売却することは困難です。根抵当権を実行されて競売されてしまうかもしれないとの心配を招き、買い手が付かないからです。遺産分割にあたり被相続人名義の不動産の登記簿を取り寄せたときに根抵当権が設定されていたことが明らかになることは少なくなく、遺産の処分妨げとなっています。

相続財産に根抵当権設定登記がなされているときの対処法は、①被担保債権が既に完済されていて登記のみ残っている場合と、②被担保債権が未だ完済されていない場合で異なります。今回は②についてご説明いたします。

根抵当権者は、被担保債権を完済しない限り根抵当権抹消に応じることはありません。したがって、原則として被担保債権を完済する必要があります。

ただし、長年にわたり弁済していない債務は、消滅時効期間を経過している可能性が高いといえます。消滅時効期間を経過しているかを調査するために、債権者である金融業者から取引履歴を取り寄せて下さい。取引履歴を確認し、最終取引から5年以上経過していた場合には、消滅時効期間が経過しています。その場合、裁判所に債務不存確認訴訟を提起し、既に債務が時効により消滅していることを確認する判決を得た上で、判決に基づいて根抵当権抹消登記手続きをすることになります。ただ、訴訟を迫行するためには専門的知識が必要とされますので、弁護士に委任なさることをお勧めします。

叔父(父の弟)の相続について相談させてください。叔父には妻子はおらず、祖父母(叔父の父母)は10年以上前に亡くなりました。叔父の兄弟も、私の父を含め全員亡くなっており、相続人は私と姉といとこ達(叔父の兄弟の子供達)です。叔父の遺産は、自宅土地建物のみです。叔父は消費者金融から借り入れをしていたようで、土地建物には消費者金融を債権者とする根抵当権が設定されていました。私も姉もいとこ達も土地は売却したいのですが、根抵当権設定登記を抹消する方法はないのでしょうか(50代男性)。

2026年6月26日掲載



10年間一緒に暮らした内縁の夫がくも膜下出血で急死してしまいました。遺言はありません。彼は私と暮らすためにローンを組んで中古住宅を購入し、そこを店舗兼住宅にして飲食店を経営していました。内縁の夫名義の遺産はこの店舗兼住宅だけです。幸い店の経営は順調だったのですが、ローンは残っています。内縁の夫には離婚した元妻との間に子供が二人いますが、負債を引き継ぐのを嫌ってか二人とも相続放棄しました。店は利益が出ているのでローン返済は問題なく、何より内縁の夫と暮らした場所なので、店舗兼住宅を相続できないでしょうか(50代女性)。

A 婚姻していない内縁の夫、妻は長年連れ添ったパートナーであつたとしても、法律上相続人にはなりません。したがって、店舗兼住宅を内縁のご主人から相続することはできません。また、遺言もない本件では遺贈を受けることもできません。このことから、貴女は、原則として店舗兼住宅を取得することはできません。もともと、貴女は内縁のご主人と生計を共にしていたという、特別な縁故があつたといえます。民法第958条の2第1項は、家庭裁判所は、相当と認めるときには、被相続人と生計を同じくしていた人や、被相続人の療養看護に努めた人など、被相続人と特別の縁故があつた人に相続財産を分与することができる、と定めています。これは、死者が有したであろう意思を実現するところに眼目を置くものとされています。

特別縁故者への財産分与に至るまでには、相続財産清算人が選任された上で、債権申出の公告や相続人捜索の公告を経た後に家庭裁判所に財産分与の申し立てをし、家庭裁判所が審判を下す、というステップを踏む必要があります。財産を分与する旨審判が下された暁には、貴女は店舗兼住宅を取得し、所有権移転登記を具備することができます。若干複雑な手続きを経ることもあり、財産分与申立にあたっては、弁護士に委任することをお勧めします。

**三河情報局
法律相談室**

**教えて!
大悟先生**

第79回
「相続⑦9」

特別縁故者

内縁関係にあった方に、相続権はあるのでしょうか。

2026年7月26日掲載



農業を営んでいた祖父の相続について。主な相続財産は不動産(自宅と農地)で、預金はほとんどありません。負債として農業設備投資のための借入金が数百万円残っています。相続人は私の母と叔母です。二人とも嫁いで農業を継ぎませんでしたが、母に男児(私)が生まれたため、祖父は私を養子にして農家を継がせようとしており、私も継ぐつもりで祖父の農園で働いていました。母は負債を負うことを嫌い、祖父の死後早々に相続放棄してしまいましたが、母の子である私は祖父の農園を相続できなくなるのでしょうか?不安で仕事に集中できません。(20代男性)

A 「相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。」と定められています(民法第939条)。このことから、子が相続放棄すると、その子は初めから相続人ではなかったものと扱われるので、その子(孫)も相続人にならないものと扱われます。それでは、孫を養子としていた場合に、孫の親(子)が相続放棄すると孫養子も相続人とならないものとされるのでしょうか。

この点、孫養子は、養子としての立場で熟慮期間内(相続開始を知ったときから3か月以内)に単純承認するのか相続放棄するのか決めることができます。孫養子は、生物学上は「被相続人の『子の子』」ですが、法律上は「被相続人の『子』」としての立場に立つからです。

また、孫養子が相続人となるか否かが、子が相続放棄するか否かに左右されると、孫を養子に迎えて、自己の財産を相続させて事業を承継させようとしたと推定される被相続人の意思に合致しません。

したがって、母君が相続放棄してしまった本件でも、あなた自身が相続放棄しなければ、祖父君の農園を相続して農家を継ぐことができます。なお、祖父君が残した負債については、一括返済することとは困難でしょうから、祖父君が融資を受けていた金融機関に相談してみることをお勧めします。



三河情報局
法律相談室

教えて!
大悟先生

第80回

「相続⑧」

相続放棄の効力

孫を養子にしていた場合、孫の親(子)が相続放棄すると孫は相続できなくなるのでしょうか。

2026年8月30日掲載

三河情報局
法律相談室

教えて！
大悟先生

第81回

「相続⑧」

相続資格の重複

孫を養子にしていた場合、孫の親(子)が被相続人よりも先に亡くなったときには、孫養子は子の相続分も相続することになるのでしょうか。

Q 会社を営んでいた父が先月亡くなりました。母は10年以上前に亡くなっています。父には兄と私の二人の実子がいましたが、相続税節税のために5年ほど前に兄の長男を養子にしていました。父の遺産は、不動産(事業用と自宅)、自社の株式と預金です。父自身の借入はありませんが、会社が銀行から借り入れた債務の連帯保証人になっていました。父の引退後、兄が社長、私が副社長を務めていたのですが、昨年兄が急死してしまったため、現在は私が社長を務めています。甥は全く違う仕事に就いています。私と甥の相続分は、実子と養子として2分の1ずつとなるのでしょうか。(50代男性)

A 被相続人が孫を養子と
していた場合に、その孫の
親(被相続人の子)が被相続人よ
りも先に死亡したときには、孫は
養子としての相続資格とその親で
ある被相続人の子の代襲相続人
の相続資格を併せ持つことにな
ります。つまり、本件では甥御さん
は、「養子としての相続分」と「子
の代襲相続人としての相続分」の両
方を得ることになります。

したがって、本件では、相続
人は実子2名と養子1名の3名
で法定相続分はそれぞれ3分の
1のところ、兄君(長男)が父君(被
相続人)よりも先にお亡くなりにな
っているため、甥御さん(孫養子)
の相続分は兄君の代襲相続人と
して相続分3分の1を加えた3
分の2となり、貴方の相続分は3
分の1となります。

とはいえ、長年に亘り父君のもと
で働き、父君の事業を承継した貴
方の相続分が甥御さんの半分とな
ることは受け容れがたいことかも
知れません。父君の財産形成に寄
与したことも加味して、事業用の
不動産と自社株式は貴方が相続
する。その代わりに連帯保証債務
も引き受ける。甥御さんは自宅不
動産と預貯金を相続する。のよう
に、今後の生活に支障が生じず、か
つ、双方ができる限り納得できる
遺産分割協議案を甥御さんに提
案してみてはいかがでしょうか。